

## 三鷹市ホームページ広告掲載取扱基準

この取扱基準は、三鷹市ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 1 広告掲載の範囲

要綱第2条第4号に規定するホームページに掲載する広告として適当でない  
と認めるものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 霊感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) その他市長が掲載を不相当と認める広告

### 2 広告掲載数

要綱第4条に規定する広告掲載数は、次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページにおける広告掲載数は15枠とする。
- (2) ホームページのサブトップページにおける広告掲載数は各10枠とする。
- (3) トップページ及びサブトップページごとに、要綱第3条の規定に基づき定める掲載順に左上から掲載することとし、空きが出た場合は、順次に繰り上げて掲載するものとする。

### 3 広告掲載の申込み

要綱第8条に規定する広告掲載の申込みは、業種及び広告内容に応じ、資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類を添付して行うものとする。ただし、広告掲載申込者のうち、すでに市において他の媒体に広告を掲載している者（広告掲載の決定を受けている者を含む）については、当該広告の掲載申込みにおいて同種の書類を提出している場合に限り、添付を要しない。

#### 4 広告審査委員会の審査

広告掲載の適否の審査は、広告審査委員会が、次により行うものとする。

- (1) 広告掲載申込者の業務について、特定の免許、証明、許可等の法的手続がなされているかを申込書の添付書類により確認する。
- (2) 広告内容が、ホームページの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。
- (4) 審査結果は、直ちに市長に報告することとし、市長は、速やかに広告掲載申込者に通知する。

#### 5 広告掲載料の割引

要綱第15条に規定する広告掲載料の割引については、次により行うものとする。

- (1) 連続した12月の広告掲載を申し込み、広告掲載を行う広告主に対して、1月分の広告掲載料の割引を行う。
- (2) 三鷹市指定収集袋の広告掲載取扱要綱に基づき当該指定収集袋に広告掲載を行った広告主に対して、5月分の広告掲載料の割引を行う。

#### 6 その他

その他ホームページへの広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

##### 附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

##### 附 則

この基準は、平成21年12月9日から施行する。